

# ひとり親家庭日常生活支援事業のご案内

久留米市にお住まいの義務教育修了前の子どもがいるひとり親家庭で、一時的に生活援助が必要な場合などに、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、家事を行います。

## 利用対象者

市内在住の義務教育修了前の子どもがいるひとり親家庭の親で、次の理由で一時的に家事支援が必要な人

- 技能習得のための通学、就職活動、一時的な疾病、出産、親族の看護、冠婚葬祭、残業、出張、学校行事など
- 生活環境が激変し、日常生活を営むのに大きな支障を生じている場合

## 支援の内容

炊事・洗濯・掃除・買物など（利用者の居宅）

## 支援が受けられる時間と回数

- 就職活動、一時的な疾病、出張、冠婚葬祭、学校行事などのとき  
1回8時間以内、1ヵ年あたり12回以内
  - 技能習得のための通学、親族の看護、残業などのとき  
1回2時間以内、週2回以内（必要であると認められる回数を上限とします）
- ※ 世帯に感染症やその疑いがある人がいる場合は、利用できません。



## 利用料（1時間あたり）

- 生活保護・市県民税非課税世帯 0円
- 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある世帯 150円
- 上記以外の世帯 300円

## 利用するには

① 事前に、下記で利用登録をしてください。

[登録に必要なもの]

- 戸籍謄本・児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証のいずれか
- 世帯全員の住民票（省略のないもの）
- 前年分の所得証明書（1月～7月までの間に利用する場合は前々年分）

\* 課税されていることが明らかな場合は、所得証明書の提出の必要はありません。

\* 生活保護を受けている人は、所得証明書ではなく生活保護証明書を出してください。



② 支援が必要になったときに、下記に連絡してください。

お問合せ・登録先：久留米市母子寡婦福祉会 TEL/FAX 39-2277  
久留米市長門石1丁目1番32号 久留米市総合福祉会館内

